

| 航空自衛隊仕様書       |                    |               |             |
|----------------|--------------------|---------------|-------------|
| 仕様書の種類         | 内容による分類            | 装備品等仕様書       |             |
|                | 性質による分類            | 個別仕様書         |             |
| 物品番号           | 1095-292-5480-5    | 仕様書番号         |             |
| 品名<br>又は<br>件名 | 20式小銃用銃掛け<br>----- | 補本LPS-W109004 |             |
|                |                    | 大臣承認          | 令和 年 月 日    |
|                |                    | 作成            | 令和 6年 1月25日 |
|                |                    | 改正            | 令和 年 月 日    |
|                |                    |               | 令和 年 月 日    |
| 作成部隊等名         | 補給本部               |               |             |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する20式小銃用銃掛け(以下、“銃掛け”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合(法令等を除く。)は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

|            |           |
|------------|-----------|
| JIS G 3101 | 一般構造用圧延鋼材 |
| JIS G 3452 | 配管用炭素鋼鋼管  |
| NDS Z 8011 | 角形銘板      |

#### b) 仕様書

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| DSP Z 9008   | 品質管理等共通仕様書                       |
| C&LPS-Y00007 | 調達品等一般共通仕様書                      |
| CPS-W109002  | 20式5.56mm小銃                      |
| CPS-W109003  | てき弾発射器(20式5.56mm小銃用)             |
| GW-Y130003   | 照準眼鏡(20式5.56mm小銃用)<br>(陸上自衛隊仕様書) |

#### c) 法令等

著作権法(昭和45年法律第48号)

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令(昭和48年防衛庁訓令49号)

|     |           |
|-----|-----------|
| 品 名 | 20式小銃用銃掛け |
|-----|-----------|

## 2 製品に関する要求

### 2.1 設計条件

設計条件は、GW-Y130003及びCPS-W109003（照準具除く。）を装着したCPS-W109002の小銃本体（以下，“小銃”という。）を20丁（片面10丁を両面に保管）及び同数の銃剣を保管できなければならない。

### 2.2 構成

構成は、表1による。

表1—構成

| 番号 | 品名        | 数量 | 単位 | 注記     |
|----|-----------|----|----|--------|
| —  | 20式小銃用銃掛け | 1  | 組  | 図1による。 |
| 1  | 銃掛け部      | 1  | EA | —      |
| 2  | 銃剣掛け部     | 1  | EA | —      |
| 3  | 押さえ棒      | 3  | EA | —      |
| 4  | 底板        | 2  | EA | —      |
| 5  | 南京錠       | 3  | EA | —      |

### 2.3 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-Y00007の2.2によるほか、細部は、承認図面による。

- a) 材料及び部品は、日本産業規格、防衛省規格、防衛省仕様書などに定められたもの及びこれらの規格と同等以上のものを使用する。
- b) 銃掛け部の材質は、JIS G 3101を基準とする。
- c) 押さえ棒の材質は、JIS G 3452を基準とする。
- d) 底板の材質は、合板とし、厚さ9 mm以上を基準とする。

### 2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、図1を基準とする。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 銃掛けは、主に溶接組立とする。
- b) 小銃及び銃剣を収納した場合、押さえ棒及び南京錠を用いて施錠が可能な構造とし、押さえ棒の使用数は図1を基準とする。また、南京錠（鍵違い）は市販品とするほか、次による。
  - 1) 本体は真鍮又は銅合金、つる（φ8）はステンレス鋼とする。
  - 2) 施錠機構は、両止め式とするほか、鍵（リング付き）は南京錠1EAに対し3個とする。
  - 3) 寸法は、図2を基準とする。
- c) 銃掛けの下方には、底板を挿入し、CPS-W109002の小銃の附属品が収納できる構造とする。
- d) 小銃が接触する箇所は、フェルトによって保護する。
- e) 小銃1丁を収納及び施錠した場合、小銃の分解機構によって取り出せない構造とする。なお、小銃の分解機構は、図3による。

|     |           |
|-----|-----------|
| 品 名 | 20式小銃用銃掛け |
|-----|-----------|

- f) 20式5.56mm小銃及び銃剣の形状及び寸法については、CPS-W109002によるほか、図4及び図5による。
- g) てき弾発射器(20式5.56mm小銃用)及び照準眼鏡(20式5.56mm小銃用)の形状及び寸法については、CPS-W109003及びGW-Y130003によるほか、図6及び図7による。

## 2.5 外観

外観は、使用上有害なきず、まくれ、さびなどがなく、塗装及び表面処理は、むらなく仕上げられていなければならない。

## 2.6 塗装

塗装は、銘板、底板及び小銃が接触する箇所のフェルトを除き、防せい処置を施した後に行う。

なお、塗装は黒を基準とし、半つや又はつやなしとし、細部は承認図面による。

## 2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4によるほか、見やすい位置に、NDS Z 8011に示す1種銘板を取り付ける。

なお、細部は、承認図面による。

## 2.8 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるほか、要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **知的財産管理報告書** 契約の相手方は、契約納期までに知的財産管理報告書を1部作成し、官側に提出する。

なお、提出先は調達要領指定書にて示すほか、様式及び記載例は、図8を基準とする。

### 5.2 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は、C&LPS-Y00007の2.4.3による。

### 5.3 承認用図面

契約の相手方は、2.3、2.4、2.6及び2.7について、C&LPS-Y00007の4.3により、承認用図面を提出し、承認を受ける。

### 5.4 官側の支援

契約の相手方は、製造のための諸作業のうち、契約の相手方自身で行うことのできないものは官側に支援を依頼することが可能である。

## 5.5 その他

### 5.5.1 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約を履行するに当たり、第三者の知的財産権を害することのないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方は、契約を履行するに当たり、自らに帰属する知的財産権の得喪などがある場合は、その種類及び内容を官側に通知する。
- c) 契約の相手方は、契約を履行するに当たり、官側に技術資料を提出する場合は、当該資料中、自らの固有の技術に表示を行う。
- d) 知的財産の取扱いは、**研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令**に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定による。
- e) 契約の相手方は、契約書又は仕様書の定めるところによって官側に提出された著作物（**著作権法第10条第1項第9号**で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（**同法第27条及び第28条**に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官側に譲渡し、また、契約の相手方は著作者人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りではない。
- f) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところによって官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することが可能である。ただし、当該技術資料のうち契約の相手方の指定するものを除く。
- g) 官側は、契約の相手方から、e)によって官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、支障がない限りこれを許諾し、必要な事項は協議して定める。
- h) g)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、e)によって官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製、翻訳及び翻案することが可能である。
- i) 契約の相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行にあたり実施した又は留意すべき特許権及び実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）並びにこの契約の履行において官側に提出する提出書類、承認用図面に含まれる、契約の相手方の固有の技術資料を一覧にまとめた知的財産管理報告書を作成し、官側に提出する。
- j) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属などに関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決する。

### 5.5.2 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意事項は、次による。

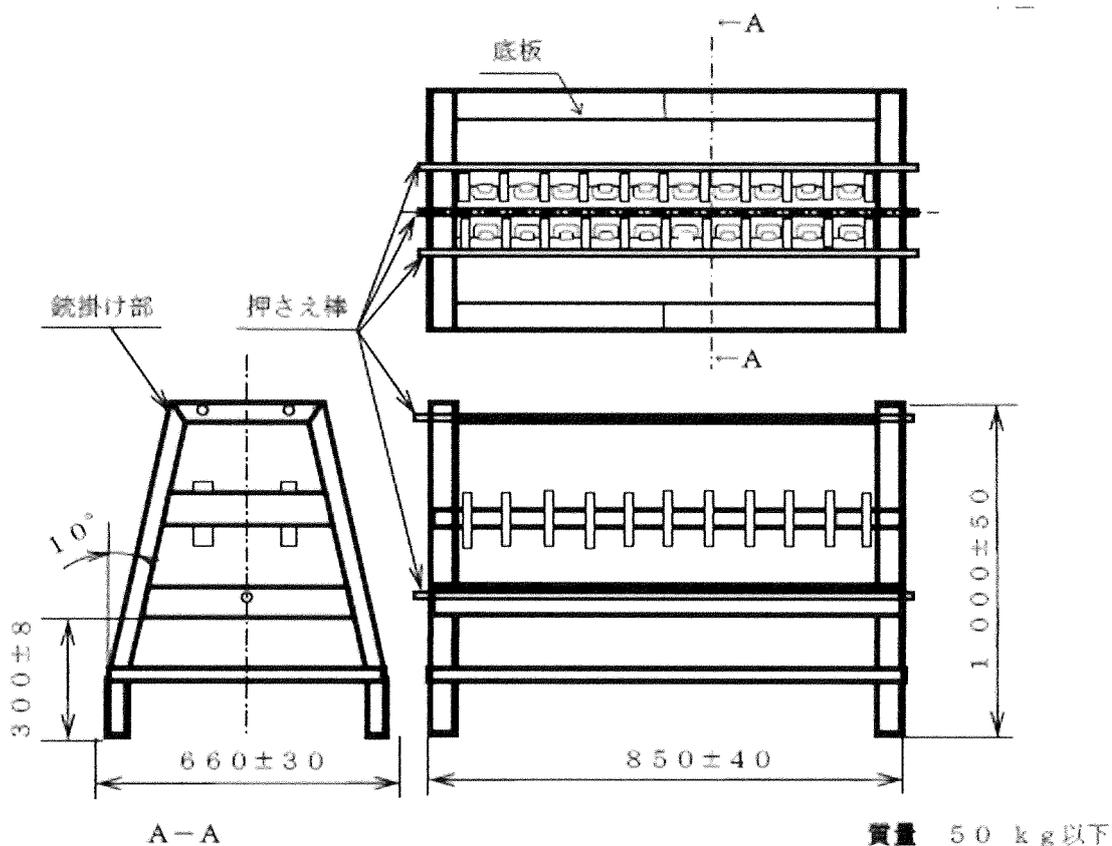
- a) 仕様書、図面などの官側資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外で使用してはならない。

|     |           |
|-----|-----------|
| 品 名 | 20式小銃用銃掛け |
|-----|-----------|

b) 仕様書、図面などの官側資料を基にし、契約の相手方が知的財産権を取得する場合は、契約担当官等の承認を受ける。

#### 5.5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。



小銃用銃掛 (イメージ図)

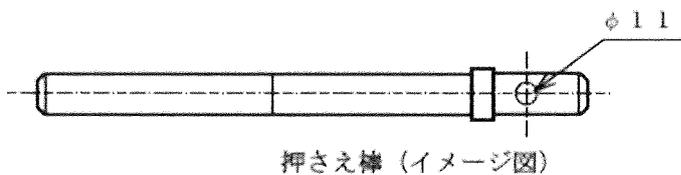
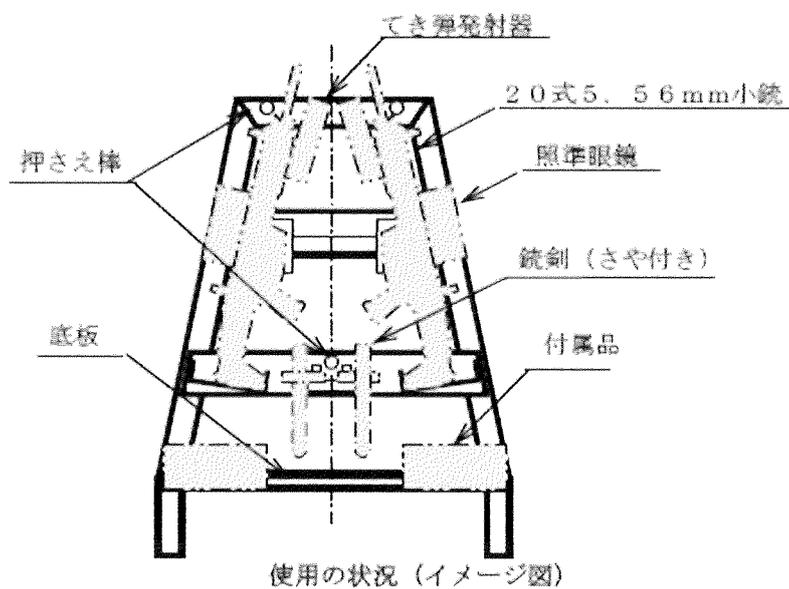


図1—銃掛け

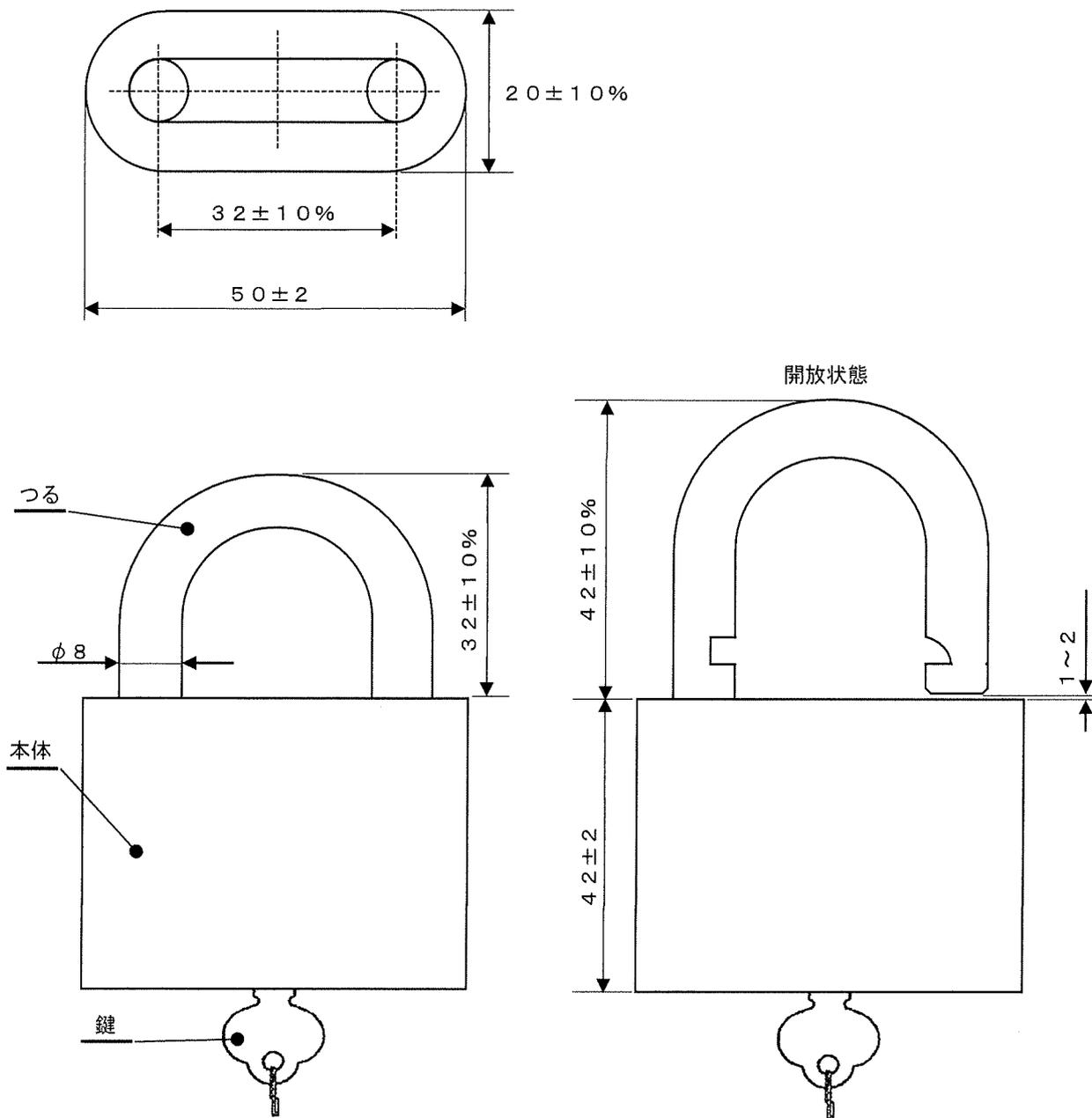


図2—南京錠（基準）

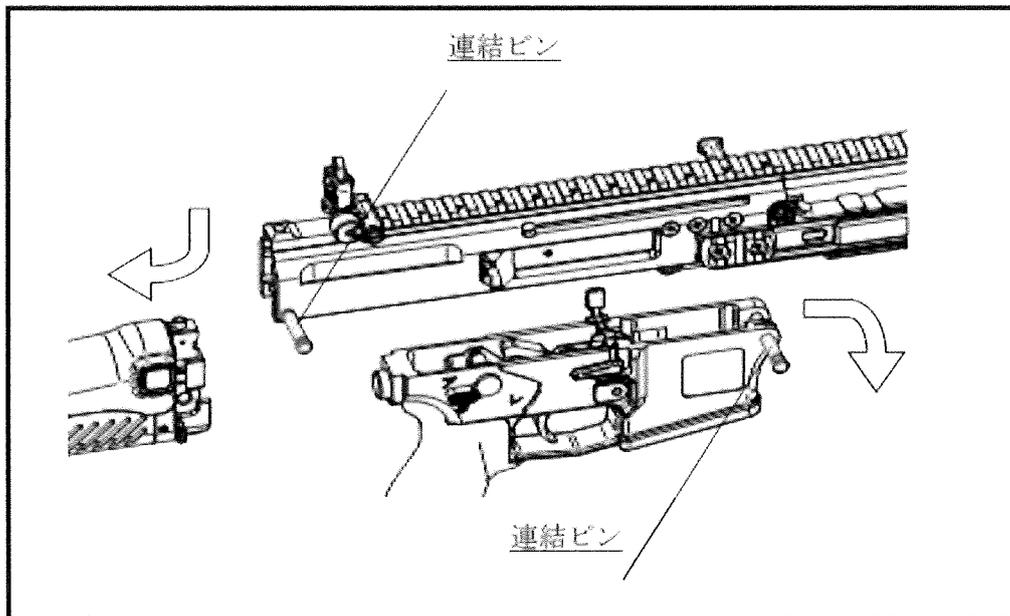
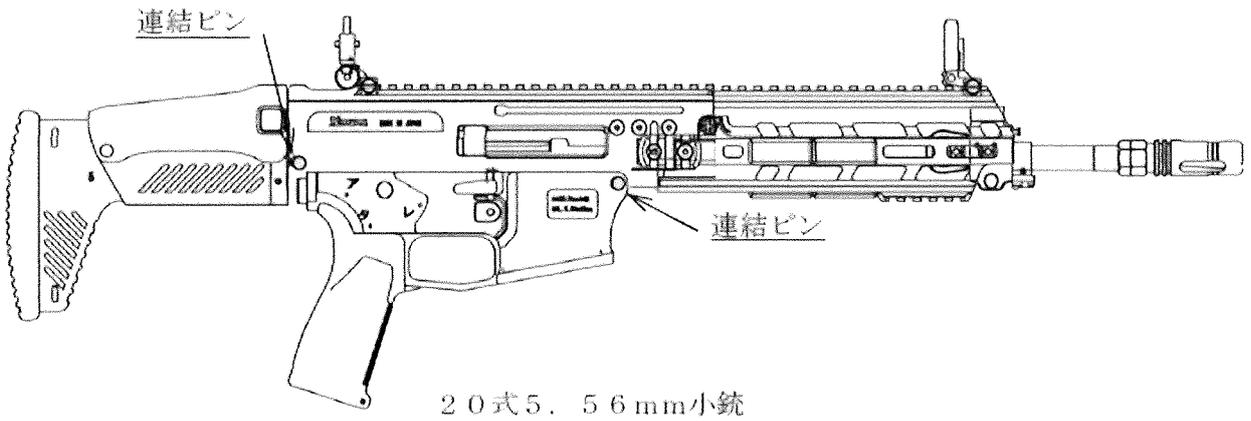


図3-小銃の分解機構

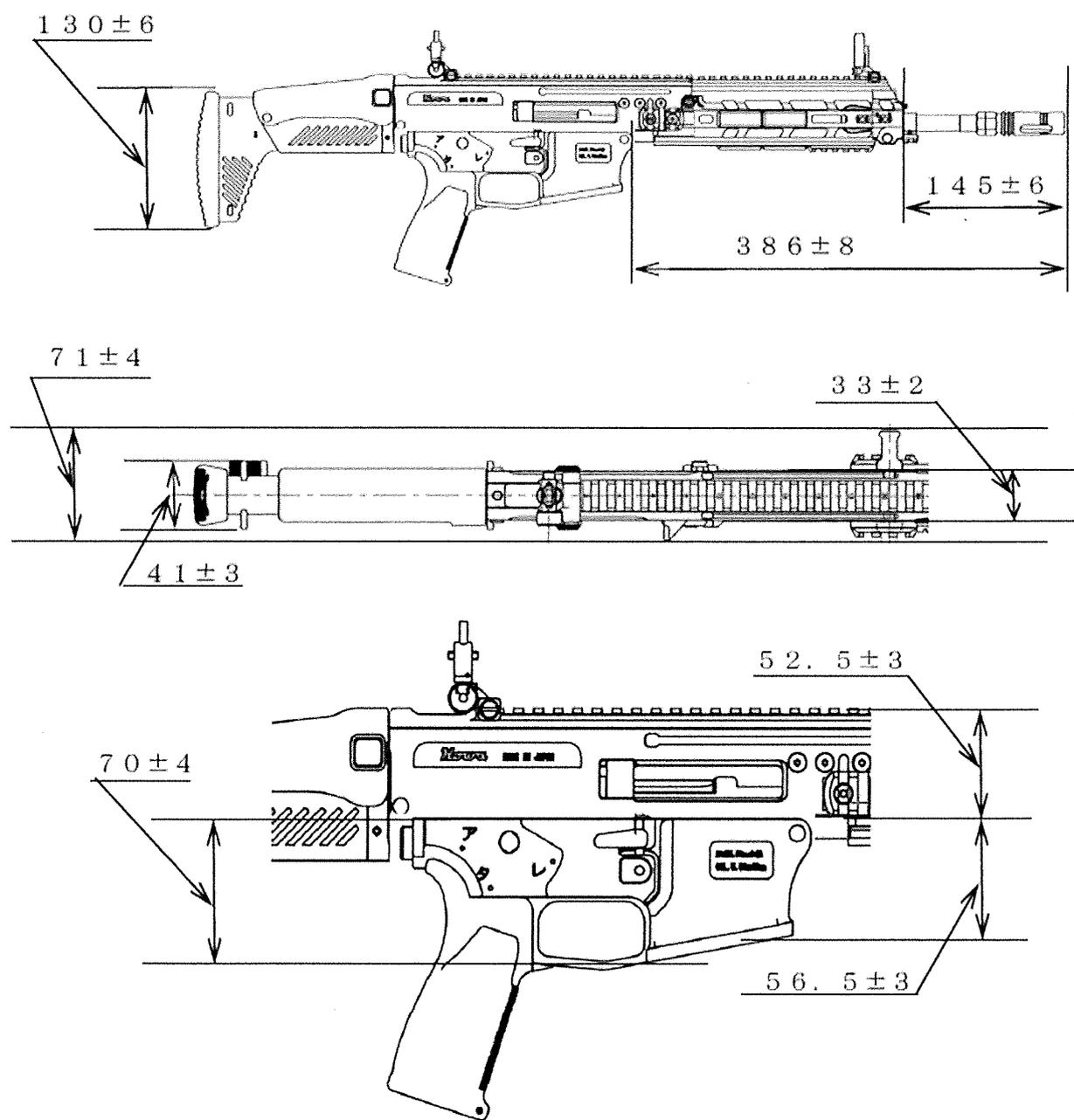


図4-20式5.56mm小銃の形状及び寸法

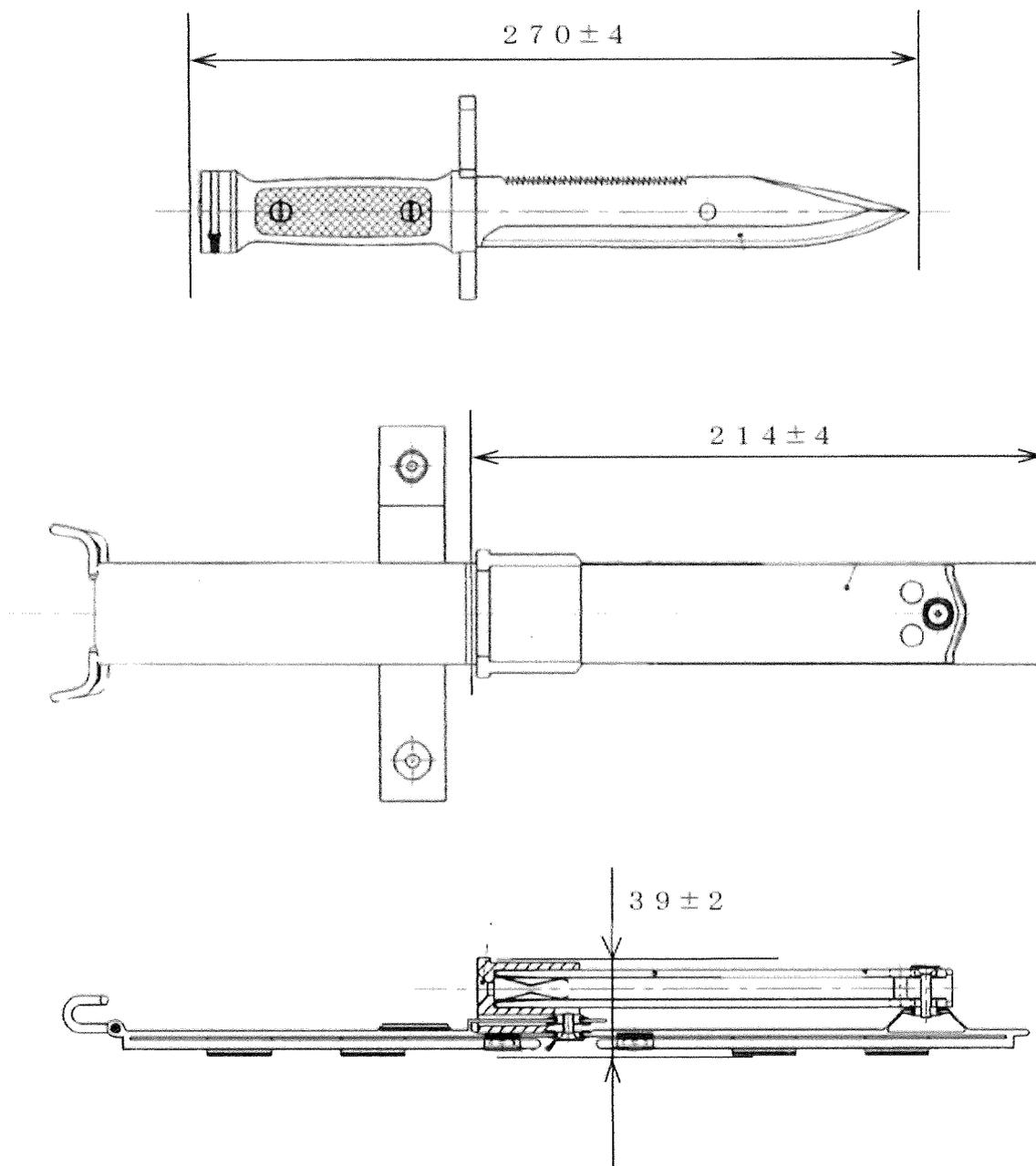


図5—銃剣の形状及び寸法

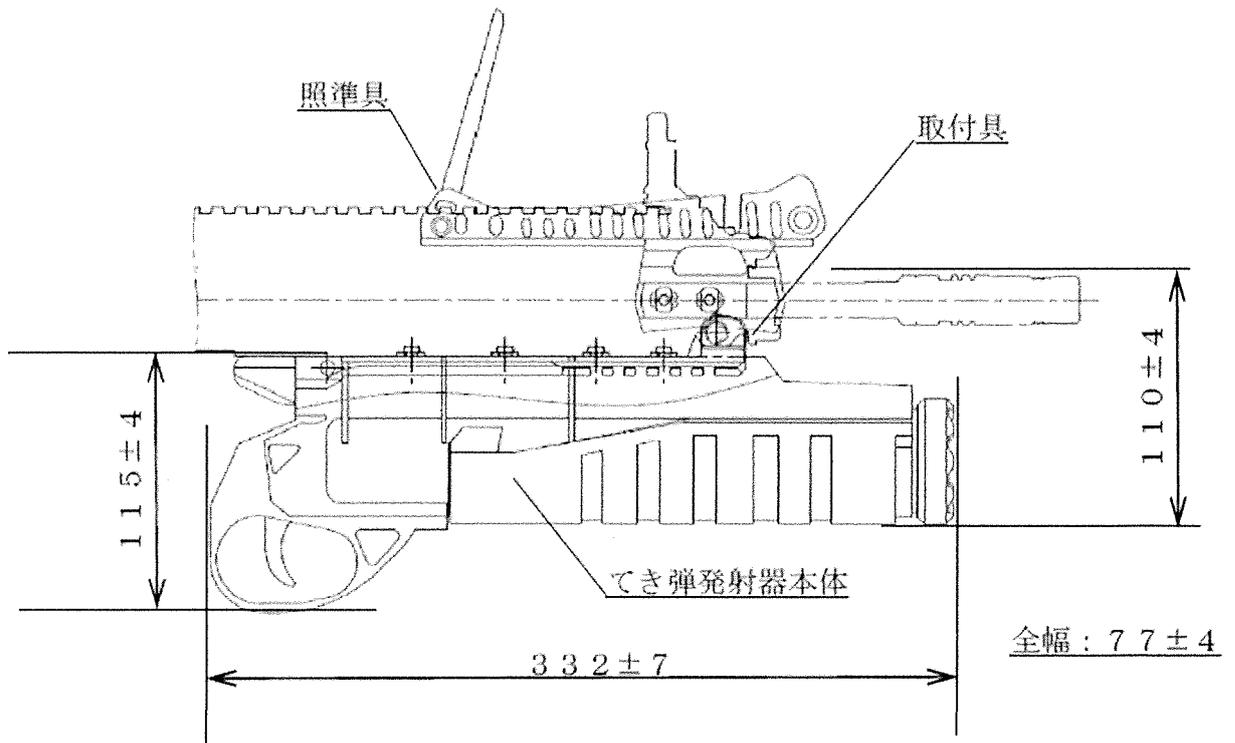


図6 - てき弾発射器の形状及び寸法

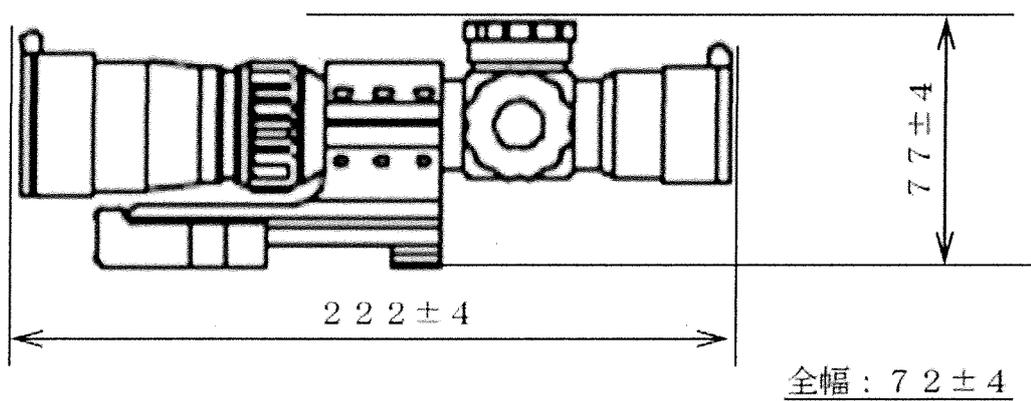


図7 - 照準眼鏡の形状及び寸法

知的財産管理報告書

1 仕様書で定める事項の遂行にあたり実施した又は留意すべき特許権，又は実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）

| 通番 | 登録番号（出願番号）                                 | 名称   | 権利者（出願人） | 備考                      |
|----|--|------|----------|-------------------------|
| 1  | 特許第〇〇〇〇号<br>米国特許第〇〇〇〇号                     | 〇〇〇〇 | 米〇〇〇株式会社 | 実施許諾取得済み                |
| 2  | 意匠登録第〇〇〇〇号                                 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇株式会社  | 本事業に関連するが，本事業の実施に影響はない。 |
| 3  | 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇<br>〇号（特開〇〇〇〇－〇〇〇〇<br>〇〇〇号公報） | 〇〇〇〇 | 〇〇〇株式会社  | 出願中（〇月〇日現在）             |

2 契約の相手方の固有の技術資料（※）

| 通番 | 提出書類の名称及び番号 | 記載箇所     | 理由                         | 著作権及び著作者人格権の許諾の指定             |
|----|-------------|----------|----------------------------|-------------------------------|
| 1  | 〇〇〇〇        | 〇～〇項     | 独自の保有するノウハウに関する記載であるため。    | 特になし                          |
| 2  | 〇〇〇〇        | 文書全体     | 過去に独自に取得したデータであるため。        | 特になし                          |
| 3  | 〇〇〇〇        | 第〇章の記載全体 | 契約前に〇〇社が作成したマニュアルの抜粋であるため。 | 複製の際には，契約の相手方を通じて〇〇社の許諾を得ること。 |

※ 契約の相手方の固有の技術資料とは，契約の相手方が契約前から保有する技術資料及び契約の相手方が契約履行中に契約書又は仕様書の定めによらずに独自に取得した技術資料をいい，契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料も含まれる。

図 8－知的財産管理報告書（記載例）